野々市市立野々市小学校いじめ防止基本方針

2024年度

命・人権に関することは後回しにしない! 気になったら動く! 情報を共有しましょう! 早期発見・早期対応!

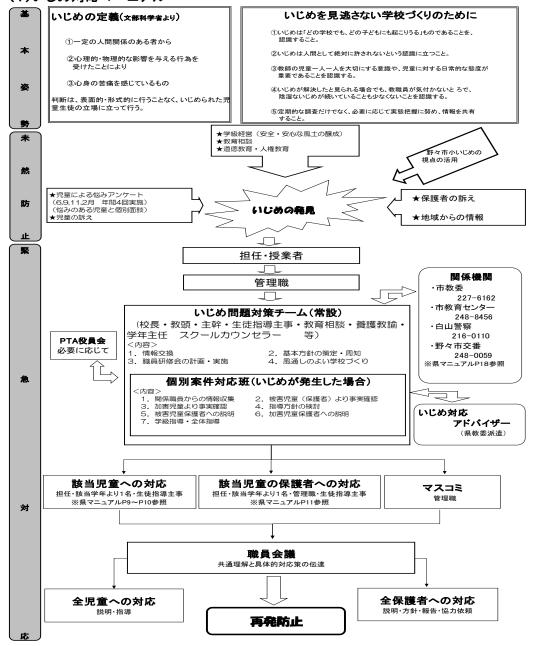
1. はじめに

「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」ものであること、「いじめは、人間として絶対に許されない」ものであること、という基本認識に立ち、本校児童が、安心して学校生活を送ることができることを願い、「野々市小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本方針は、いじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。本方針に基づく年間を通しての取組が適正であったか、学校評価において検証するものとする。

2. いじめの防止等のための組織

(1)いじめ対応マニュアル



(2)いじめ問題対策チームの設置(常設)

①目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

②構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、等と

し、必要に応じてスクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザー等を加え構成する。

③役割

- ・未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、 定期的検証
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・ 重大事態への対応

3. いじめの定義と基本的な考え方

(1)いじめの定義

野々市小学校に在籍している児童について、一定の人的関係にある児童からの心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。≪いじめ防止対策推進法より≫

○いじめの法の定義は、社会通念上のいじめとは、乖離している

(2)いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を教職員全員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。また、特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込み、報告を対策チーム等に行わないことは、法23条1項に違反しうる。

(3)いじめの基本認識

いじめには次の7つの特徴があり、常に注意を行う。

- ① いじめの初期は、言葉の暴力から始まる。
- ② いじめとふざけの境界線が分かりにくく、事実が見えにくい。
- ③いじめは集団化してくる。
- ④ 長期化すると、陰湿化・悪質化する。
- ⑤ 場面が変われば、立場も変化する。
- ⑥ 犯罪行為や不登校、自殺に追い込まれる場合もある。
- (7) 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある。

4. いじめの未然防止

(1) 安心・安全な学級作り (安心安全な風土の醸成)

・温かい人間関係を育み、一人一人が認められる学級作りを行う。

(2) 授業改善に関わる取組

- ・分かりやすい授業づくりを心がけ、児童に過度な劣等感やストレスをかけない。
- ・授業における生徒指導の視点(自己有用感、自己決定、共感的な人間関係、安心安全な風土の醸成)を意識する。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- 「ののっこマナー5」の項目を身に付けられるようにする。
- ・ペア学年で清掃活動を行い、高学年が低学年に手本を示したり、指示したりする。また、ペア学年で遊ぶ会を実施する。
- ・運動会やクラブ、委員会等でより多くの児童に役割を与える。
- ・教育活動全体を通して、児童が活躍でき、他者の役に立つ機会や困難な状況を乗り越 えるような体験の機会を設ける。
- (4) 道徳教育や人権教育等の充実
 - ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を行う。
 - ・思いやりの心や命を大切にする態度の育成を目指す。
 - ・教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

- (5) スクールカウンセラー等との連携
 - ・心理プログラム「アンガーマネージメント」「SOSの出し方」を児童に向けて実施する。

(6) 教師の意識

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を強く持つ。
- ・児童一人一人を大切にし、不適切な言動や差別的な態度がいじめを助長することがあると認識する。
- ・初動の遅れのため、重大事案に発展することがある。そうならないために、常に児童 の様子を観察し、気になる点はすぐに報告、相談する。

5. いじめの早期発見

- (1) 教師と児童の信頼関係作り
 - ・日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
 - ・いじめに対するアンテナを高くし、児童の変化や危険信号に気付く。

(2) アンケートの実施

- ・年間4回のアンケート調査の実施及び担任教諭との面談機会を設ける。
- ・アンケートの内容を学年間で共有し、複数で内容をチェックする。

(3) 相談体制の充実

- ・ 週に1度スクールカウンセラーが来校し、児童や保護者が悩みを相談できる。
- ・相談ポストを設け、日常的に児童の訴えを把握できるようにする。

(4) 家庭との連携

- ・いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表する。
- 学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(5) 職員研修の実施

- ・いじめ防止基本方針をもとに、いじめの定義はじめ、未然防止、早期発見とその対応 について理解を深める。
- ・研修資料「野々市小いじめの視点」を活用し、。

6. いじめの対処と再発防止

- (1)被害者(とその保護者)への対応
 - ・被害児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示す。
 - ・児童の訴えを共感的に受け止め、いじめの事実関係を正しく把握する。
 - ・謝罪のみで問題が解決したなどという安易な考えを持たず、継続して見守る。
 - ・家庭に定期的な経過連絡をする。

(2) 加害者(とその保護者)への対応

- ・いじめは絶対にゆるされないことを冷静に教える。
- ・いじめ集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析し、事実を確認する。
- どの行為がいじめにあたるのかをじっくりと説諭する。
- ・児童の背景や心理状態を十分理解し、人間関係や生活を豊かにする指導を根気強く行う。
- ・家庭に事実を伝え、協力関係をつくり、定期的に経過連絡をする。

(3) 傍観者への対応

- ・いじめの4層構造を伝え、観衆の態度によっていじめ が深刻化することを指導する。
- ・いじめを目撃した場合は、誰かに伝える勇気を持つように伝える。

(4) いじめ「解消」要件

- ・被害児童に対する心理的・物理的な影響を受けない状態が、少なくとも3ヶ月は続いている。
- ・被害児童とその保護者に、心身の苦痛を感じていないかどうか面談によって確認する。

※上記2つを満たすとき、いじめが「解消」している。

解消後も被害児童と加害児童の関係やクラスの中の様子を観察し、気になる行為や言動があれば児童理解等で共通理解し、いじめの再発防止に努める。

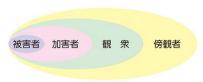
7. 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味と報告
 - ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあるとき
 - ・重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態の調査
 - ・いじめ問題対策委員会が母体となり、教育委員会の指導の下調査する。
 - ・事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供をし、経緯を説明する。
 - ・調査結果について、教育委員会に報告する。

8. いじめの未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

| 月 | | | | | |
|-----|---------------------------------------|--|--|--|--|
| 4 | ・いじめ問題対策委員会の設置(常設)・人間関係作り年間計画の提案 | | | | |
| | ・児童理解の会についての提案 ・「ののっこマナー5」の意識づけ | | | | |
| 5 | ・ペア学年掃除の指導・ペア活動の年間計画の提案 | | | | |
| | ・全教職員に、今年度の「いじめ防止基本方針」を説明 | | | | |
| | ・「いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載 | | | | |
| | ・心理教育プログラムの実施、エンカウンター | | | | |
| 6 | ・第1回いじめアンケート実施 担任との面談実施 | | | | |
| | ・第1回いじめ対応委員会開催 ・・心理教育プログラムの実施 | | | | |
| 7 | ・1学期いじめ問題への取組に対する振り返りと報告(認知と内容) | | | | |
| | ・エンカウンター | | | | |
| 8 | ・夏休み明けの自殺予防、注意喚起 | | | | |
| 9 | ・第2回いじめ(なやみ)アンケート実施 担任との面談実施 ・エンカウンター | | | | |
| 1 0 | ・ペア学年掃除の指導・運動会を通しての集団作り・エンカウンター | | | | |
| | ・人権の取り組み | | | | |
| 1 1 | ・第3回いじめアンケート実施 担任との面談実施 | | | | |
| | | | | | |
| 1 2 | ・2学期いじめ問題への取組に対する振り返りと報告(認知と内容) | | | | |
| | ・エンカウンター | | | | |
| 1 | ・冬休み明け自殺予防、注意喚起 ・エンカウンター | | | | |
| 2 | ・第4回いじめアンケートの実施 担任との面談実施 ・エンカウンター | | | | |
| 3 | ・3学期いじめ問題への取組に対する振り返りと報告(認知と内容) | | | | |
| | ・「ののっこマナー5」のふりかえり | | | | |





被害者:いじめられている子ども 加害者:いじめている子ども

観象:はやし立てたり、面白がって見ている子ども

傍観者:見て見ぬふりをする

森田洋司『いじめとは何か』(中公新書、2010)